

三労基発 0120 第2号
令和3年1月20日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局労働基準部長
(公印省略)

特定化学物質障害予防規則における第2類物質
「溶接ヒューム」に係る関係省令等の解釈等について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月22日に「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第89号）」が公布され、同年7月31日には「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号）」が告示されるとともに、各施行に係る通達が示されたところですが、今般、その施行に伴う解釈等が別添1のとおり整理されました。

つきましては、貴団体におかれましても、通達の趣旨にご理解をいただき、傘下団体、会員、事業場等に対して、周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、別添1に加え溶接ヒュームに係る「特定化学物質障害予防規則に関するQ&A」が作成されましたので、併せて周知にご協力をお願い申し上げます。

なお、別添1、別添2は、三重労働局ホームページに掲載しておりますので、周知等にご活用ください。

三重労働局ホームページ

「溶接ヒュームに係る特定化学物質障害予防規則の改正のご案内」

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/20200807.html

